【居宅介護支援費の特定事業所集中減算報告の流れ】

　　＊計画件数が１件であっても、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた場合は、報告書の提出が必要となります。

地域密着型通所介護については、平成29年度前期に引き続き、通所介護、地域密着型通所介護を分けて計算する方法と、合算する方法どちらでも可能とします。合算する場合、報告書の通所介護の欄にある「地域密着型通所介護を合算して居宅サービス計画数を算出している」に○を付けてください（参考：平成28年5月30日付け厚生労働省事務連絡）。

作成した結果、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えた場合は、『報告書』の他に『報告書（別紙）』についても作成し、提出してください。

なお、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えており、「正当な理由の判断基準」に該当しない場合には、減算が必要となります。詳しくは、別掲「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準等の改定について」を確認してください。

また、特定事業所集中減算についてのＱ＆Ａ等についても、別に掲載していますので、併せて御確認ください。

（掲載場所）

　介護情報サービスかながわ（http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/）

　「ライブラリ（書式／通知）」

　　＞「５．国・県の通知」

　　　＞「■居宅介護支援関連(集中減算などはこちら)　【在宅サービスグループ】」

　　　　（http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=421&topid=6）

　　　「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準等の改定について」

* 80％を超えなかった場合

『報告書』は、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えず、提出不要の場合であっても、全ての事業所で必ず作成の上、事業所内で２年間保管しておいてください。

* 80％を超えた場合

対象の18サービスを位置付けたプランのうち、いずれかひとつでも紹介率最高法人の紹介率が

80％を超える場合は、18サービス分の『報告書』と、80%を超えたサービスごとの『報告書（別紙）』を作成し、県に提出するとともに、その控えを事業所内で２年間保管しておいてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい

県への手続きは不要です。各市の指示に従い、必要な手続きを行ってください。

事業所の所在する市町村は、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市ですか。

　　　いいえ

|  |
| --- |
| 報告書を作成した結果、各サービスの紹介率最高法人の割合が、いずれか１つのサービスでも８０％を超えていますか。 |

はい　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いいえ

この報告書の県への提出は不要です。事業所内で２年間大切に保管してください（※居宅介護支援の提供に関する記録については保存期間を５年間とする独自基準を設けていますので、『報告書』についても可能な限り５年間の保存をお願いします）。

また、この報告書の（別紙）については記入の必要がありません。

**報告書（別紙）に必要事項を記入の上、報告書とともに、平成30年３月15日（木）までに県高齢福祉課在宅サービスグループへ提出してください。**

**宛先住所などについて報告書（別紙）の最後の頁にまとめてありますので、ご活用ください。**

　県高齢福祉課では、頂いた報告書及び報告書（別紙）の内容について、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの**審査**を行います。

**審査**にあたっては、報告書（別紙）の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

　審査結果の通知について、提出期限までに報告書を提出した事業所に対しては、４月20日を目処に発送します。

　上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所については、平成30年４月～平成30年９月サービス提供分の報酬について減算請求が必要となります。

　報告書及び（別紙）提出の際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類（記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒に、事業所内で保管しておいてください。実地指導等の際に確認します。